

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年8月24日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

平成28年4月1日に企業年金16,300円（正しくは163,800円）が入金されたが、納骨堂使用申込金の返済に充当した。これは生活必需品のための使用ではなく納骨堂使用のためでやむを得ない理由である。法63条に基づく返還は分割支払いでも不能である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 1月16日	諮問
平成29年 3月22日	審議（第7回第1部会）
平成29年 4月24日	審議（第8回第1部会）
平成29年 5月22日	審議（第9回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされており、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。
- (2) そして、法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。
- (3) 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機

関の定める額を返還しなければならないとされている。そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている（問答集問13-5（答）(1)）。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。この通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。）によれば、生活保護における収入認定に当たり、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとし、当該収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要な費用がある場合は、その実際必要額を認定することとされている（第8・3・(2)・ア）。

また、厚生年金保険法36条1項は、年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始めるものとするとしている。「つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したのものとして取り扱うこととなる」とされている（問答集問13-6答(1)）。

- (5) 法63条の規定に基づく費用返還金額決定を行う場合、保護

費に係る返還請求権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項の規定に基づき、5年間となり、保護を受けたときの翌日から5年間を経過したときは、返還請求権は消滅する。

したがって、返還金額は、納入の通知が相手方に到達する日から遡って5年の期間内に支給した保護費を対象として算定することが必要である。

2 これを本件についてみると、処分庁が本件年金収入金額の存在を確認したのは、請求人が処分庁に対し、収入申告書等を提出した平成28年8月15日であることが認められる。

そして、請求人の本件年金収入金額は、平成22年2月から平成28年1月までを支給対象期間としていることから、平成22年2月から法63条に基づく返還額の対象となる資力が発生していたことになる（問答集問13-6答(1)）。

よって、返還対象となる資力は、平成22年2月から平成28年1月までの72か月分の163,800円であると解される。

そして、上記(1・5)のとおり、保護費に係る返還請求権の消滅時効期間は5年間であることから、処分庁は、本件処分に係る返還対象期間を平成23年9月1日から平成28年1月31日までとした上で、本件年金収入金額(163,800円)が、本件処分に係る返還対象期間に支給した介助扶助費の額を除いた保護費(8,315,014円)の額よりも少なかったことから、本件年金収入金額に相当する支給済保護費全額について返還を求めるとを決定したことが認められる。

以上のことから、本件処分は上記1の法令等の定めに従い適正になされており、違算等もなく何ら違法又は不当な点はない。

3 請求人は、本件年金収入金額を納骨堂使用申込金の返済に充当しており、返還は分割支払いでも不能であると主張する。

しかし、仮に本件年金収入金額を納骨堂使用申込金の返済に充

当したとしても、年金についてはその実際の受給額を収入として認定するものとされているのであって、当該使用申込金は本件年金収入金額から控除すべきものに該当しない（上記1・(4)）ことから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一